

四	三	二	一	省令平成二十二年十月十九日	財務省告示第三百六十五号
発行方法	用振替法の適法	の法律項及びその根拠	発行の号名	条件等を次のとおり告示する。	財務大臣野田佳彦
務後格競債定特あ争争う。大臣に競争市め別つ入札がわ入札各れ札發行の國るの債入募「と市場での特別決定。」参てを及び価者財た価格國を	札価の振替適用を競争に付格競争して行われる。その規定	以法律第十七十五条。以下「振替法」といふ。の規定	利付國庫債券(三十年)~第三十一条	第五条第十一項の規定に基づき、利付國債の發行した利付國債の發行等に関する省令(昭和五十七年大蔵	行条件等を次のとおり告示する。

口

イ

六

特国
別債
参市
加場

入価
札格
発競
行争額

・別債
行札格
競II
行争非者

行争
及入価
Ⅱ加場
行争非者

争非者
特国發競
發競I
行争

口
イ

五

方募

入価法入
札格決
發競定
行争の

条特五額た条特三つ定う額
第別万で利第別十いにち面
一会円二付一会七て基、金
項計千国項計億はづ財額
のに七債のに六、き政で
規関百に規関千額發法五
定す九つ定す六面行第千
にする十いにる百金し四五
基法億て基法八額た条百
づ律三はづ律十で利第二
き第千、き第五二付一
發四三額發四万千國項十八
行十百面行十円七債の
し六十金し六、百に規

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい
發別にご
行參よと
「加るに
と者發応
い・行募
う第へ限
。II以度
非下額
価一を
格國定
競債め
争市る
入場も
札特の

十 一	九 八	ハ	八	口 イ	七	ハ
發	振額最			払		
發	替	低行争非者特國行争非者特國入価込		行争非者特國債入価・別債札格金		行争非者特國債入価・別債札格第
行	單	額入価・別債入価・別債札格第參市		札格第參市發競金		札格第參市發競II加場
價		面札格第參市		札格第參市發競I加場行爭額		札格第參市發競I加場
格		金發競II加場				
日						
平	す額の振	五	八	四	五	でた条特
成	るの記替	万	百	百	千	八利第別
二	。整載法	円	六	六	五	百付一會
十	數又の		七十	十	百	六國項計
二	倍は規		七	四	五	十債のに
年	の記定		億	億	十二	四に規関
十	金録に		八	七	億	億つ定する
月	額はよ		千	百	九	円いにる
十九	に、る		八	九	千	て基法
日	よ最振		百	十	万	、づ律
	る低替		八	万	十五	額き第
	も額口		十	円	万	面發四
	の面座		万			金行十
	と金簿		円			額し六

の経利入価・別債行争非者特国入価
払過札格第参市及入価・別債札格
込利発競Ⅱ加場び札格第参市発競
み子率行争非者特国発競I加場行争

(二)

に住時額金にの口るには者にへ額よに座も係發、又おたにりつにのる行前はいだ百算い記と所時記外てし分出て載し得に(一)國取、のしは又て税おの法得当二た、は振がい算人す該十金前記替源て式である國を額記録口泉、にあ者債乗か(一)さ座徵そよるがをじらのれ簿収のり場非発た當算る中さ利算合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{29}{365}$$

(一)年
む十式は二
も号に、募・
のによ払入○
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

錢額錢額
面以面
金上金
額の額
百そ百
円れ円
にぞに
つれつ
きのき
百応百
円募円
四価三
十格十
五五

二 十 九	十 十 八	十 九 六	十 五	十 四
払者入払元償償 込札場利還還 期參所金金期 日加支額限			後第 の二 利期 子以	初 期 利 子
平財日額平利てを毎 成務本面成子、支年 二大臣銀金五をそ払三 十二行額十支の期月 から百二払日と二 年通知円年う以し十 に九。前、日 つ月六各及 き二月支び 十九百十間払九 日円日に期月 受けた者属に二 じおうる、算を。 いへと支出支 じ。て以き払し払			$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100 \times 1/2}$	規下は期た期平 定、が金と成控得は出 す次そ銀額し二除税外し る号の行を、十すの国た 期及翌休支次三る税法金 日び営業払の年こ率人額 に第業う算三とをがに つ十日。式月が乗適当 い六にたに二でじ用該 て号支當だよ十きたを非 同に払たしり日る金受居 じおうる、算を。 いへと支出支 じ。て以き払し払